

加西市若者・女性起業調査助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加西市において若者や女性の起業を促進し、市内の産業振興を進めるため、加西市内で新たに事業を起こそうとする全国の若者や女性が市場調査に必要な経費の一部または全部について、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 第7条の規定による助成金の交付の申請を行う日において20歳以上40歳未満の者をいう。
- (2) 起業 助成金の交付時において事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始する場合、若しくは、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し事業を開始する場合、又は個人が現在の事業の全部又は一部を継続して操業しつつ新たな事業を開始することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、別表に定める業種について加西市で起業を志す若者又は20歳以上の女性であって次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 3姻族6親等内の親族に代わる経営者でない者
- (3) 市税及び税外収入金の滞納がない者
- (4) 加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第2号の暴力団員又は同上第3号の暴力団密接関係者でない者

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、加西市での起業前に必要な市場調査等に必要経費であって次の各号に定める経費とする。

- (1) 勉強会や研修会への参加費
- (2) 税務、労務相談費
- (3) 現地調査に関する費用
- (4) 経営コンサルタント等への委託費用
- (5) 起業に関するアドバイザーへの謝金等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(助成額)

第5条 助成金の額は、1件について15万円を上限とする。

(調査期間)

第6条 助成の対象となる調査の期間は、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

(申請書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、加西市若者・女性起業調査助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上交付決定し、申請者に加西市若

者・女性起業調査助成金交付決定書（様式第2号）を通知するものとする。

（調査成果の発表及び活用）

第9条 起業のための調査の成果について、市長が必要と認める場合は発表の機会を設けることができるものとする。

2 調査の成果は、市が産業振興のために活用できるものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成対象者は、当該助成調査終了後、速やかに加西市若者・女性起業調査報告書（様式第3号）及び加西市若者・女性起業調査助成金請求書（様式第4号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、すみやかに助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず市長は、起業を志す者の財政状況を勘案し、調査の実施前に助成金を交付することが適当と認めるときは事前交付申請書（様式第5号）の提出をもって事前に助成金を交付することができる。

（交付決定の取り消し）

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す事ができる。

（1） 助成対象者が第4条以外の用途に使用したとき。

（2） 助成金の執行が不相当と認められたとき。

2 市長は交付決定の取り消しを行ったときは、助成対象者に対し助成金交付決定取消通知書（様式第6号）によって通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときは助成金返還命令書（様式第7号）により期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大分類	中分類	対象外
G 情報通信業	中分類 37～41	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条11項に定める営業及び同法第2条第5項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届出が必要な営業。 ・易断所、観相業、相場案内業 ・競輪、競馬等の競争場、協議団 ・芸妓業、芸妓あっせん業 ・興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） ・集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。） ・宗教・政治・経済・文化団体
I 卸売業、小売業	中分類 56～60	
J 金融業、保険業	中分類 67	
K 不動産業、物品賃貸業	中分類 68～70	
L 学術研究、専門・技術サービス業	中分類 71～74	
M 宿泊業、飲食サービス業	中分類 75～77	
N 生活関連サービス業、娯楽業	中分類 78～80	
O 教育、学習支援業	中分類 81～82	
P 医療、福祉	中分類 83～85	
R サービス業（他に分類されないもの）	中分類 91, 92	